

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の概要

令和 7 年 8 月
消費者庁食品衛生基準審査課

趣 旨

- 内閣総理大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品又は添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において定められている。
- 以下の添加物については、現に販売の用に供されていないと認められたことから、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の3の規定により、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）から消除することとし、これに伴い、規格基準告示において設定されている成分規格及び使用基準の改正を行うもの。
 - ・グアヤク脂（ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβーレジンを主成分とするものをいう。）
 - ・シソ抽出物（シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。）
 - ・低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
 - ・ひる石
 - ・レイシ抽出物のうちマンネンタケの菌糸体若しくはその培養液から抽出して得られたもの又は子実体の培養液から抽出して得られたもの

改正の概要

規格基準告示の第2 添加物の部について、以下のとおり改正するもの。

- (1) 「ゴム」及び「レイシ抽出物（子実体）」の成分規格を改正
- (2) 「シソ抽出物」及び「ひる石」の製造基準を削除
- (3) 「グアヤク脂」及び「ひる石」の使用基準を削除

施行期日

告示の日（令和7年8月25日）